

3月定例会

委員会の審査報告

3月定例会中の総務常任委員会、市民環境常任委員会、建設水道常任委員会、文教福祉常任委員会が審査した内容について、その一部をお知らせします。

市民環境

斎場施設再整備基本計画を策定

<平成18年度より着工>

【審査項目】
報告 宇治市斎場施設再整備基本計画について
市から次のとおり説明が行われた。
宇治市斎場は、昭和59年に建設され、竣工後約20年が経過した。これまで、火葬炉の補修等適宜修理を行ってきたが、本市の人口増加、高齢化による死者数の増加、周辺地域の火葬施設の未整備による流入件数の増加、また、長期稼働に伴う経年的な劣化及び老朽化による機能の低下等などから、斎場施設再整備基本計画を策定した。
将来的な死亡者数の増大に対応するために火葬炉を2基増設し、それに伴い待合ホールを増築し、30人から40人が利用できる葬祭場2室を設置する。また、内装仕上げの老朽化に伴う改装や機能上の不



宇治市斎場

具合を解消する改修を実施する。
新葬祭棟は、平成18年度に増築工事を行い、平成19年度より稼働する予定である。また、火葬炉については、新規に2基増設するとともに既存の火葬炉を改修し、平成22年度より全炉8基稼働する予定をしている。
これに対し委員から、民間葬祭場の使用料との料金の比較、告別式の需要規模、火葬炉の増設場所等についての質疑が行われた。

総務

ウトロ問題に対する請願を精査

<全会一致で採択>

【審査項目】
請願17の4号 ウトロ問題に対する請願について
請願の趣旨について議会事務局から次のとおり説明が行われた。
戦時中、国は国策として京都飛行場の建設事業を推進するため安価な労働力としてコリアンを劣悪な労働条件や生活環境の中で半強制的に働かせた。戦後数十年間、日本政府のなんの補償も無く放置され続け、現在ウトロに住む住民たちの多数は、過去の植民地政策によりウトロに住み続けるしかなかった人たちがその子孫である。戦前・戦後数十年間をウトロに住みながら問題解決の日を迎えることなく、多くの一世代が亡くなった。ウトロ問題の真の解決は行政からの支援なくしては成し得られない。請願事項と
これに対し委員から、ウトロ地区の日韓協議の状況、韓国で報道されている内容と日本の北東アジア課が出しているコミニケの内容、市が国に要求している活動、土地問題は戦後処理の問題、国際問題として日本政府が対応すべきとの意見、さらに地元が要望しているまちづくり構想の対応、ウトロ地区の現状把握調査などの質疑が行われた。
次に無所属委員から賛成討論が行われた後、採決が行われ、全会一致で採択すべきものと決した。

建設水道

交通バリアフリー全体構想案を作成

<今後、市民の意見を募集>

【審査項目】
報告 宇治市交通バリアフリー全体構想案に対する市民意見の募集について
市から次のとおり説明が行われた。
交通バリアフリー法に定める要件を考慮し、市内で利用者が1日5千人以上の駅とその周辺地区7地区12駅を抽出した。市民及び福祉関係団体等に対しアンケート調査を行い、4地区7駅を重点整備地区候補とし、技術的な課題やまちづくりに関する課題など、地区の特性を考慮し宇治駅周辺地区及び大久保駅周辺地区を重点整備地区とし、小倉駅周辺地区及び六地藏周辺地区を引き続き改善方針を検討する地区とした。また、木幡駅周辺地区、黄檗駅周辺地区、伊勢田駅周辺地区は、事業者の単独整備地区とし、それぞ



JR宇治駅エレベーター

れこの地区ごとの課題と今後の取り組みを記載した。今後、その素案への市民の意見を募集し早急に全体構想の策定を行う。
これに対し委員から、重点整備地区の候補選出の指標への指摘、市全域で考えると整備が急がれる地域が重点整備地区に抽出されず、比較的整備が進んだ地域が抽出されており、法律の本来の意図が生きていない等の意見が出された。

文教福祉

学校規模適正化検討懇話会より答申

<西小倉地区への小中一貫校の設置を検討>

【審査項目】
報告 「宇治市学校規模適正化検討懇話会」答申について
市から次のとおり説明が行われた。
新しい教育課題に対処し、教育効果をも確保できる学校のあり方及びその具体化に向けた方策について検討した学校規模適正化検討懇話会より、答申があった。
小中一貫教育について、西小倉地区への小中一貫校の設置検討や、東宇治地域の課題についての意見等が出された。答申は8つの柱を立てて構成されており、宇治市における教育の現状と課題を踏まえ、宇治市立小・中学校の適正規模、適正配置の将来構想としての基本方向と、市内を5地域に分け、それぞれの地域の適正化と再編整備の方向が提言された。
これに対し委員から、市教委は答申された構想をどのように具体化していくのか、整理統合される府立高校の校舎をいかして小中一貫校を創設しては、教育ルネッサンスプランにどんな形で反映させていくのか、小中一貫教育と中高一貫教育との関係に対する市の見解は、本市が想定する適正な小中学校の学校規模はいくらのかなどについての質疑が行われた。



意見書

(要旨) 国会及び政府関係機関に送付しました。

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書
21世紀は人権の世紀と言われながら、いままお差別や偏見、虐待などにより精神的・肉体的な苦痛を受けている人がいることを考えるならば、あらゆる差別を禁止し人権侵害の救済を行う法整備が早期に必要である。
憲法で保障された「基本的人権の尊重」を遵守するため、1993年国連総会で日本政府も賛成し採択された「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」に基づき人権機関を設置し、国際的な責務を果たす必要がある。人権侵害救済制度確立のために実効性のある「人権侵害救済法」の早期制定を国に対し強く求める。

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書
発達障害者支援法が施行されるにあたり、次の項目を早急に実施するよう要望する。
各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度や就学時健診制度を確立すること。保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。発達障害者のための雇用支援コンサルタント等を配置すること。専門医の養成及び人材の確保を図ること。発達障害児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

ウトロ問題に対する意見書
過去の日本の戦争政策・植民地政策により、ウトロに約200名の在日コリアンが住んでいる。下水道、側溝などの整備は整っておらず、生活環境は劣悪な状態である。国連の社会権規約委員会がウトロ住民たちの居住の権利を守るために必要な措置をとるべきであると日本政府に提案・勧告しており、可及的速やかに実践されるべきである。ウトロ住民たちは現在まで市民としての権利義務を果たしながら運動を行ってきたが、ウトロ問題の真の解決は政府の支援なくしては決して成し得ないものである。よって、ウトロ地区の住民の現状を把握し、積極的に支援するよう求める。